

環境関連法規制等の動き 2014年3月 (2014.1.21~2014.2.17)

1. 法令情報

1-1. エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする

職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令

＜文部科学省令第5号＞(2014.2.7公布、2014.4.1施行)

身分証の表面は、日付欄が生年月日と公布日の2段から、有効期限欄が追加され3段になりました。

上記立入検査職員の身分証明書に適用されます。

＜参考＞官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20140207/20140207g00025/20140207g000250000f.html>

1-2. 国際エネルギースタープログラム制度要綱の全部を改正する件

＜経済産業省告示第22号＞(2014.1.31告示、同日施行)

題記は、省エネ性能に優れた製品の開発及び普及の促進を目的とするもので、今回はコンピューターサーバが追加されました。対象製品には国際エネルギースターロゴが使用できます。

該当製品製造・販売事業者に適用されます。また、機器購入の参考に活用ください。

＜参考＞電子政府 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620113026&Mode=0>

1-3-1. 一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令

＜環境省令第1号＞(4件共2014.1.31公布、同日施行)

1-3-2. 環境大臣が定める一般廃棄物の一部を改正する件の一部を改正する件

＜環境省告示第12号＞

1-3-3. 廃肉骨粉に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び

図面並びに再生利用の内容等の基準の一部を改正する件

＜環境省告示第13号＞

1-3-4. 環境大臣が定める産業廃棄物の一部を改正する件の一部を改正する件

＜環境省告示第14号＞

牛海綿状脳症(BSE、狂牛病)再発防止のために、廃肉骨粉を事業系の一般廃棄物とし、セメント材料や焼却処理が行われています。廃肉骨粉は市町村施設のみ処理できず、また安全処理できるセメント工場等への収集運搬を行う一般廃棄物収集運搬業も少なく、制度維持のため、収集運搬に一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない特例が5年間延長されました。

廃肉骨粉処理に適用されます。

＜参考＞環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17533>

1-4-1. 電気事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

＜政令第34号＞

(2件共2014.2.13公布、2014.2.17施行)

1-4-2. 電気事業法施行令の一部を改正する政令

＜政令第35号＞

自己託送(自家発電した電気を送配電ネットワークを利用して電気を供給)を制度化する、電気事業法の一部を改正する法律(平成25年法律第74号、2013.11.20公布)の施行日制定と、電気の使用制限等の報告の徴収に関する関連変更です。

行政と一般電気事業者等に適用されます。

＜参考＞官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20140213/20140213h06228/20140213h062280006f.html>

2. 一般情報

2-1. 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく

再資源化事業計画の認定について (2014. 1. 23 経済産業省)

題記法は使用済の小型家電の廃棄物の適正な処理、資源の有効利用を進めることを目的としています。今回新規8社と収集範囲拡大2社が、環境大臣及び経済産業大臣により認定されました。認定事業者は、市町村等が分別収集した小型家電を回収・処理する際に、本来市町村ごとに必要な廃棄物処理業の許可が不要となります。

<参考>経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/press/2013/01/20140123002/20140123002.html>

2-2. 2013 年光化学大気汚染の概要―注意報等発令状況、被害届出状況について (2014. 1. 21 環境省)

全国における光化学オキシダント注意報等の発令状況は、発令都道府県数が18都府県〔対前年度比+6%〕、発令延日数が106日〔同+200%〕、光化学大気汚染によると思われる被害届出は3都県〔同+200%〕、合計78人〔同△3%〕でした。政府では、主な原因物質のNO_xとVOCを大防法、自動車NO_x・PM 法等で規制し、広域問題には日中韓等国際的に取組んでおり、「大気汚染物質広域監視システム」(愛称：そらまめ君)でリアルタイムに情報を提供しています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17642>

2-3. 2012年度末における浄化槽の設置状況等について (2014. 1. 31環境省)

2013. 3. 末の浄化槽の設置基数は776万基〔対前年度比△1%〕、浄化槽法第11 条に基づく定期検査の受検率は33. 4%〔同+2%〕でした。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17689>

2-4. 2012 年度騒音規制法施行状況調査について (2014. 1. 30 環境省)

全国の騒音に係る環境基準率は85. 1%と良好傾向にあります。法に基づく立入検査は1, 470件〔対前年比+114%〕、報告の徴収は283件〔同+33%〕、騒音の測定は406件〔同23%〕でした。測定の結果、規制基準を超えていたものは72件〔同△11%〕でしたが、改善勧告及び改善命令は行われませんでした。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17684>

2-5. 2012 年度自動車交通騒音の状況について (2014. 1. 24 環境省)

評価対象の全664万戸のうち、昼間(6時～22時)・夜間(22時～6時)の両方とも環境基準を超過していたのは24万戸(4%)、どちらか一方でも超過していたのは49万戸(7%)、幹線道路沿いの278万戸では、同16万戸(6%)、34万戸(12%)であり、近年緩やかな改善傾向にあります。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17655>

2-6. 国連生物多様性の10年「グリーンウェイブ2014」の実施について (2014. 2. 7環境省)

生物多様性条約事務局は、国連が定める国際生物多様性の日(5月22日)に、世界各地の子どもたちが学校や地域などで植樹等を行う「グリーンウェイブ」への参加を呼びかけています。世界各地において、5月22日の午前10時(現地時間)に植樹などを行うことにより、この活動が地球上の東から西へ波のように広がっていく様子を、「緑の波(グリーンウェイブ)」と表現しています。昨年は567団体が参加し、約41, 000本の植樹を行いました。JARI-RB認証組織の参加も増えています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17716>

2-7. 2012 年度振動規制法施行状況調査について (2014. 1. 30 環境省)

届出された規制対象の工場・事業場の総数は、全国で126,865件〔対前年比±0%〕でした。法に基づく立入検査は117件〔同△7%〕、報告の徴収は33件〔同△15%〕、振動の測定は64件〔同+23%〕でした。測定の結果、規制基準を超えていたものは14件〔同+17%〕で、改善勧告が1件〔同±0%〕行われ、改善命令は行われませんでした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17683>

2-8. 2012 年度悪臭防止法施行状況調査について (2014. 1. 30 環境省)

全国の悪臭苦情の件数は、14,411件〔対前年比△1%〕と9年連続で減少しました。法に基づく立入検査は1,700件〔同△5%〕、報告の徴収は422件〔同+28%〕、測定は82件〔同+22%〕でした。測定の結果、規制基準を超えていたものは34件〔同+17%〕でした。また、悪臭防止法に基づく改善勧告が1件〔同△75%〕行われましたが、改善命令は行われませんでした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17681>

2-9. 2011年度の産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可等に関する状況について

(2014. 2. 13環境省)

2012. 4. 1の産業廃棄物中間処理施設数は18,880〔対前年比△1%〕、最終処分場数は1,990〔同△3%〕でした。2011年度の法第19条に基づく立入検査は183,832件〔同+1%〕法第18条に基づく報告徴収は9,570件〔同△31%〕、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の許可取消し等は349件〔同△60%〕でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17735>

2-10. 地下水汚染未然防止のための構造と点検・管理に関する講習会

(水質汚濁防止法改正への効果的な対応のために)の開催について (2014. 2. 10環境省)

2012. 6. 1の改正水濁法では、有害物質を使用・貯蔵する工場・事業場に対して、地下水汚染の未然防止のための構造基準や定期点検が新たに求められました。既存施設は一部の構造基準の適用が3年間猶予(2015. 5. 31まで)されている期間に基準への適合が必要になります。この講習会が行われます。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17731>

2-11. 「低炭素型の融雪設備導入支援事業」公募説明会の開催について (2014. 2. 14環境省)

工場廃熱や下水廃熱等を利用した融雪設備(ロードヒーティング、融雪槽)の導入経費の2/3を補助する題記支援事業を、環境省では2013. 3. 18まで募集しており、その公募説明会が開催されます。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17746>

3. 意見募集情報

3-1. 「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見の募集について

(2014. 1. 31環境省)

昨年6月公布の改正大防法では、石綿の飛散防止を目的に、建築物の解体等工事の規制強化が行われます。その実施時期に合わせ、施行規則を改正する省令について、環境省では3. 2まで意見の募集をしています。参考に「2013年8月」の資料を以下に引用します。

大気汚染防止法の一部を改正する法律 <法律第58号> (2013. 6. 21 公布、公布後1年以内に施行)

大防法では、石綿の飛散防止を目的に、建築物の解体等工事の規制が行われていますが、石綿の飛散や事前調査が不十分な事例もあり、今後対象となる解体工事(1956~2006年施工)の増加が予測されるので、以

下の規制強化が行われます。

①石綿の飛散を伴う解体等工事の実施の届出義務者が、工事施工者から発注者若しくは自主施工者（自ら施行する者）に変更。（第18条の15、14日以内に届出、罰則規定有）

②解体等工事の受注者・自主施工者は、石綿使用の有無の事前調査の実施（未使用が明白な場合を除く）と、発注者への書面での調査結果等の説明（自主施工者を除く）と、解体工事場所への調査結果等の掲示。発注者は調査協力や作業基準を阻害する条件をつけない努力義務。（第18条の17）

③都道府県知事等による報告徴収の対象に解体等工事の発注者・受注者・自主施工者を追加、立入検査の対象に解体等工事に係る建築物等を追加。（第26条、罰則規定有）

特定建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材及び石綿含有耐火被覆材で石綿質量が0.1%を超えて含まれているもの）が使用されている、建築物及び工作物の解体・改造・補修作業を発注・実施する事業者に適用されます。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17690>

3-2. 食品廃棄物等の発生抑制の目標値等の改正に係る告示案等に対する意見の募集について

(2014.2.14環境省)

新規に食堂・レストラン等の業種・発生抑制目標値を追加する、題記告示案について、農林水産省・環境省では3.15まで意見の募集を行っています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17747>

3-3-1. 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の変更及び意見募集の結果について

(2件共2014.2.4環境省)

3-3-2. 「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した

契約の推進に関する基本方針」の変更及び意見募集の結果について

2014.2.4に題記基本方針が閣議決定されました。-1では35品目の判断の基準等の見直しが行われ、-2では、省エネルギー改修事業に係る契約の基本方針が変更されました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17710>

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17709>

3-4. 「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について（第7次報告）（案）」に

対する意見の募集について (2014.2.4環境省)

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定（生活環境項目の環境基準を適用：数値は類型により異なる）に、播磨灘北西部（瀬戸内海東側）、備讃瀬戸（瀬戸内海中央部）、燧灘東部（瀬戸内海四国側）を加える題記案について、環境省では3.5まで意見の募集をしています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17712>

3-5-1. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の

一部を改正する省令案」等に対する意見の募集について (2件共2014.2.3環境省)

3-5-2. 「廃棄物処理法律施行規則第12条の7の16に規定する環境省令で定める

一般廃棄物の特例に関する省令の一部を改正する省令案」に対する意見の募集について

東日本大震災の災害廃棄物処理の特例処置期限の2014.3.31に処理完了が困難であり、その期限を1年延長する改正案について、環境省では3.5まで意見の募集を行っています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17708>

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17707>

以上